

申請に来られた建築主・企業の方へ

東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成17年3月23日条例第3号）に基づく「入居者の町会への加入に関する協力」として、新規入居者の町会加入について町会長等と事前協議をして頂くこととなりますので、次の関係書類をお渡しします。

各書類の概要

① 集合住宅の建築及び管理に関する条例に基づく町会加入に関する申請書兼管理表

⇒必要事項を記入の上、**区民課区民係**までご提出下さい。町会情報をこちらで記入の上、控えをお渡しします。

※申請内容は事前に町会へ通知されます。

② 集合住宅建設概要（町会に提出するもの）

⇒必要事項を記載し、**町会へ建設概要を伝えて下さい**。協議者側が作成した資料等も併せて提出することは可能ですが、**こちらの書類も必ず町会へ提出して下さい**。

③ 町会との協議内容確認書（協議者・町会双方で保管し、区民係にも提出）

⇒町会と協議を行った際、ご使用ください。協議実施ごとに記入及びコピーをして、**町会と協議者の双方で保管して下さい**。また、協議終了ごとに**区民課区民係へご提出下さい**。（FAXでも可）

④ 町会等への加入に関する協力事項報告書（区民係に提出するもの）

⇒町会長との協議の最終結果を記入の上、直接又は郵送（郵送の場合は**要返信用封筒**）又はFAXにて**区民課区民係**までご提出下さい。

竣工前までにご提出下さい。

※ご提出された報告書については、写しを町会へ提供いたします。

※覚書等、書面で取り交わしたものがあつた場合、報告書と一緒にご提出下さい。

町会加入リーフレット（見本）

住宅課へ提出する近隣住民への説明報告書等と混同されての提出・報告忘れにご注意下さい。

⇒見本として1部お渡しします。入居者説明会等で使用する場合には、希望枚数をお渡ししますので、事前にご連絡の上、**区民課区民係**までお越し下さい。

以上5点をお渡しします。

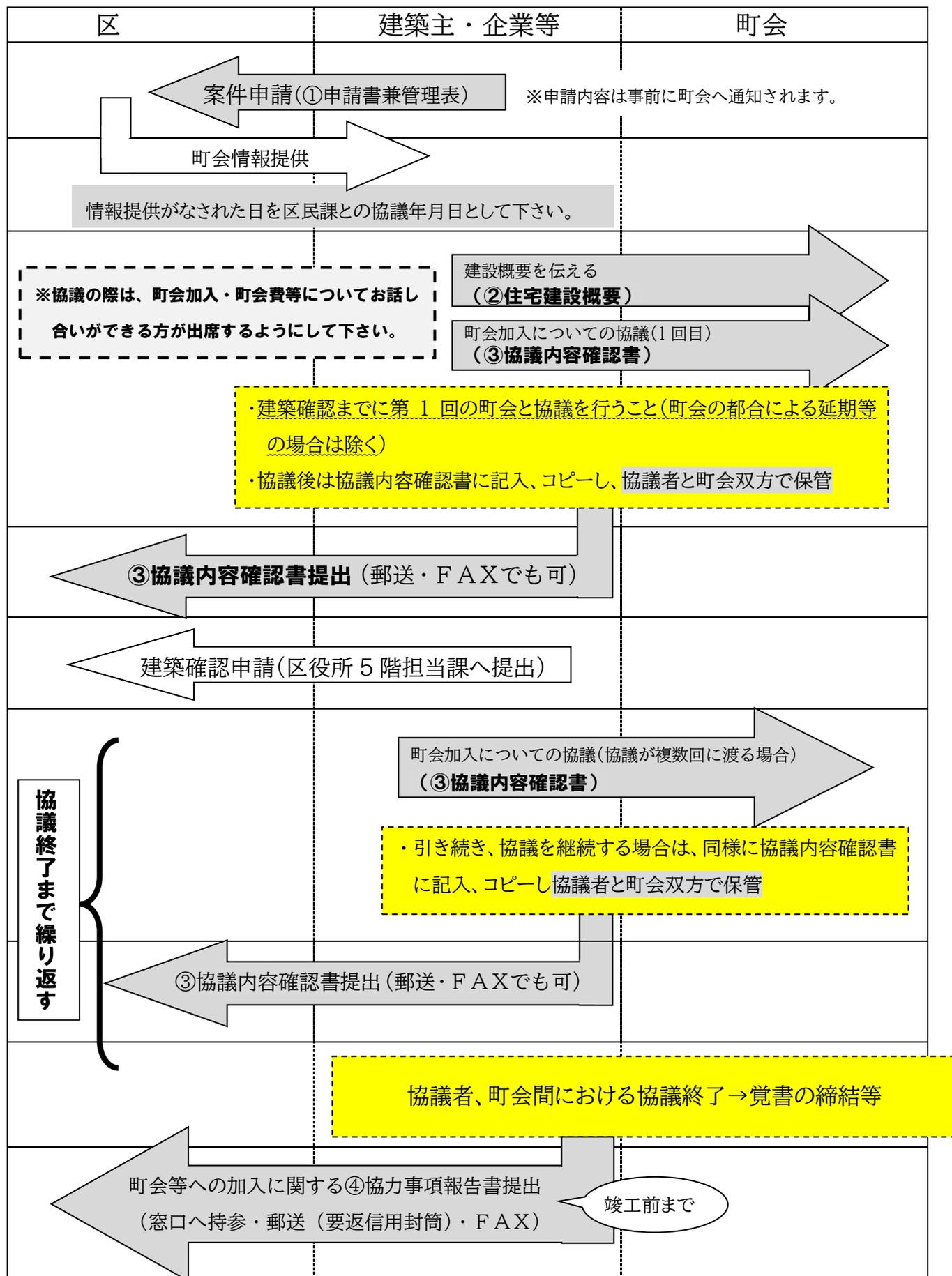
ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さい。

台東区区民部区民課区民係

台東区東上野4-5-6区役所3階③窓口

TEL：03-5246-1122 FAX：03-5246-1129

流れ【フローチャート】



「④協力事項報告書」をご提出いただいて終了となります。